

松江市告示第 251 号

松江市農山漁村地域活性化補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b><u>松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金交付要綱</u></b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する<b><u>松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金</u></b>については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><b><u>第2条</u></b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p><b><u>松江市農山漁村地域活性化補助金交付要綱</u></b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する<b><u>松江市農山漁村地域活性化補助金</u></b>については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p><b><u>(補助の対象等)</u></b></p> <p><b><u>第2条</u></b> <b><u>補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助対象者の範囲は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</u></b></p> <p>(定義)</p> <p><b><u>第3条</u></b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 略

(2) 新規就漁者 自営漁業者又は雇用型漁業者であって、漁業就業開始後5年

\_\_\_\_を経過しない者であり、引き続き漁業を専業とする意思を有するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金
補助金交付の目的	新規に就農又は就漁する者が賃借する住居の家賃の一部を補助することにより、農業又は漁業の新たな担い手の確保及び育成を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	新規就農者又は新規就漁者が自ら居住の用に供するための住居の賃借
補助金の交付	賃借する住居の家賃

(1) 略

(2) 新規就漁者 漁業協同組合JFしまねの管内支所(恵曇支所、島根町支所、美保関支所)又は中海漁業協同組合に所属する正組合員であって、組合員資格取得後3年を経過しない者であり、引き続き漁業を専業とする意思を有するものをいう。

(3) 集落営農組織 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。

対象経費	
補助金の交付の率又は金額	月額1万円とし、交付期間は、補助金交付決定のあった日の属する月から起算して1年間を限度とする。ただし、月の途中で住宅を賃借し、又は終了した場合は、日割りにより計算した額(1,000円未満切捨て)とする。
終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する新規就農者又は新規就漁者とする。 (1) 市内で就農又は就漁していること。 (2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

別表(第2条関係)

補助金の名称	補助金の目的	補助金の交付の対象である事業の内容	補助金の交付対象経費	交付の率又は金額	終期	補助事業者の範囲
新規就農者・就漁者誘致策事業補助	新規に新規就農又は新規就漁者が自ら賃借する住宅の用に供する住宅の一	新規就農者又は新規就漁者が自ら賃借する住宅の用に供する住宅の一	賃借	月額1万円とし、交付期間は、補助金交付決定のあった月から1年間を	令和3年3月31日	次の各号のいずれにも該当する新規就農者又は新規就漁者とする。



	を目的 とす る。					象に該 当しな いこ と。
女性農山漁 活動村地域 支援の活性 事業化に関 補助する 金	女性グル ープが取 組む農 山漁村地 域の活性 化に主 体的なる 取組を 行う女 性グル ープを 支援す ること によ り、農 業の女 性の担 い手確 保及び 育成並 びに農 山漁村 地域と 都市と の交流 の促進 を目的	女性グル ープが取 組む農 山漁村地 域の活性 化に主 体的なる 取組を 行う女 性グル ープを 支援す ること によ り、農 業の女 性の担 い手確 保及び 育成並 びに農 山漁村 地域と 都市と の交流 の促進 を目的	交通補 助対象 令和次 の各号 のい ずれ にも 該当 する 女性 農業者 グ ループ と する。	補助対象 令和次 の各号 のい ずれ にも 該当 する 女性 農業者 グ ループ と する。	令和3 年3月 31日 目 録	次の各号 のい ずれ にも 該当 する 女性 農業者 グ ループ と する。  (1) 3名 以上 で組 織さ れて いる こと。  (2) 他 の補 助事 業の 対象 に該 当し ない こと。



補助金	開発等に積極的に取り組む組織が企画及び実施する地域活性化事業の支援を行うことにより、地域を活性化することを目的とする。		0万円を上限とする。	組織等 (1) 3名以上で組織されていること。 (2) 他の補助事業の対象に該当しないこと。
-----	---	--	------------	--

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。